

小竹町農業委員会第20回総会議事録

1 開催日時 令和4年3月10日 午後4時00分から

2 開催場所 小竹町役場 1階 103・104会議室

3 出席委員（7人）

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
	3番	山本	芳久
委員	4番	古森	憲
	5番	本松	雄一郎
	6番	西本	敏治
	7番	石川	壽治

4 欠員 1人

書記 松尾 政利

5 議事日程

- 第1 議案第61号 小竹町地域水田農業推進協議会委員の選出について
- 第2 議案第62号 小竹町健康づくり推進協議会委員の選出について
- 第3 議案第63号 非農地証明願について
- 第4 議案第64号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 第5 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

その他

6 農業委員会事務局

局長 細川 征史

書記 今村 貴史

7 会議の概要

会長 これより、小竹町農業委員会第20回総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありま

せんか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 それでは、3番 山本委員・4番 古森委員にお願いいたします。会期は令和4年3月10日午後4時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第61号「小竹町地域水田農業推進協議会委員の選出について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第61号「小竹町地域水田農業推進協議会委員の選出について」小竹町地域水田農業推進協議会規約第5条により、協議会会長から農業委員会会長に1名の選出依頼があったため選出をお願いするものであります。

地域協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とし、農業委員会のほか認定農業者、地区代表、JA直鞍、筑豊農業共済組合、農業法人、小竹町等が会員となって構成されており、前期までは本委員会からは山本委員に担っていただいております。任期は3年で今回期間は令和7年3月31日までです。

なお、川村委員は協議会の会長をされており、古森委員、本松委員、石川委員も協議会の構成委員でありますので、その4名の方以外からの選出をお願いします。

会長 この件についてご質問・ご意見はありませんか。

西本委員 引き続き、山本委員に担っていただくことは出来ないでしょうか。

山本委員 分かりました。

会長 では、次期の協議会委員には山本氏を選出することとします。次に日程第2議案第62号「小竹町健康づくり推進協議会委員の選出について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。日程第2議案第62号「小竹町健康づくり推進協議会委員の選出について」小竹町健康づくり推進協議会設置要綱第8条第2項の規定により、町長から農業委員会会長に1名の選出依頼があったため選出をお願いするものであります。前期までは本委員会からは石川委員に担っていただいております。任期は2年で、期間は令和6年3月31日までです。このことについて、ご選出をよろしく申し上げます。

会長 この件についてご質問・ご意見はありませんか。

西本委員 この件についても、引き続き石川委員に担っていただくことは出来ないでしょうか。

石川委員 分かりました。

会長 では、次期の協議会委員には石川氏を選出することとします。次に日程第3議案第63号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 3ページをお願いします。日程第3議案第63号「非農地証明願について」令和4年2月7日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[REDACTED]番地 [REDACTED]
[REDACTED]氏

土地の表示は1筆で、大字 [REDACTED]番 地目：畑 現況：雑種地
地積：442 m²

申請理由は、当該農地を管理している所有者が農作業を引退した後は20年以上耕作が行われておらず、農地としては使用されていませんので、この度申請したとのことです。

この申請について、ご審議の程よろしくお願ひいたします

会長 当該土地は [REDACTED]地区ですので、現地の状況について、地区担当の私からご説明します。先ほど、西本委員と職員の今村君と現地を確認しましたが、現状では竹が生えており、畑作が出来る状態ではありませんでした。

この案件について、ご質問はありませんか。

質問がないようですので、本案について、承認したいと思いますよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第4議案第64号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。議案第64号「下限面積(別段の面積面積)の設定について」毎年、農業委員の皆様にご審議いただいております、農地法第3条2項第5号に係る町内の下限面積の設定についてです。町内で農作業を営んでいくにあたり所持すべき最低限の農地面積、農作業を始めるにあたり、最初に購入または借用すべき最低限の面積がこちらになります。

今回の方針として提案させていただく面積は5ページ下の方針のとおりとなります。

理由としましては、管内の農地面積が166haと少なく、担い手等が70%近く集積しており、農地法施行規則の下限面積50aを適用した場合、新規就農者にとって経営農地の確保が厳しくなるためです。

以上の内容についてご審議の程よろしくお願ひします。

会長 本案について、ご質問はありませんか。

ご質問がないようですので、採決に入ります。

本案を承認してよいと思われる方の挙手を求めます。

各委員 (挙手多数)

会長 挙手多数。よって本案を承認します。次に日程第5議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いします。議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」令和4年2月25日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、

譲受人は、[]番地 [] 氏

譲渡人は、[]番地 [] 氏

土地の表示は2筆で、大字 []番 地目：畑 地積：2,459 m²

大字 []番 地目：田 地積：2,334 m²

計：4,793 m²

契約内容は、譲渡による所有権の移転であります。

この申請について、ご審議の程よろしくお願ひいたします

会長 この案件について、ご質問はありませんか。

質問がないようですので、本案について、承認したいと思ひますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第6議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いします。議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」令和4年2月22日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請が事務局に提出され受理しました。

譲受人は、[]番地 []

氏

譲渡人は、[]番地 []

氏

土地の表示は1筆で、小竹町大字 []番 地目：畑 地積：351 m²

転用目的は、住宅敷地、着工は令和4年4月20日から令和4年7月31日までです。

参考事項として位置は []付近で、農地区分は第2種農地となります。

用排水は給水：有、雨水：有（溜枧・水路放流）、汚水及び雑排水：有（下水道）です。

被害防除の計画については、コンクリートブロックの設置を行うとのことです。

都市計画法の非線引無指定地域で農振地域外となります。

また、水利承諾については無条件にて承諾です。

この申請について、ご審議の程よろしくお願ひします。

会長 当該土地は []地区ですので、現地の状況について、地区担当の西本委員からご説明をお願いします。

西本委員 先ほど、川村会長と事務局の今村君と現地を確認してきました。農地の立地的には、他の農地に影響は出ないと思ひますが、現時点で看板や柵などが立っていた。許可前にこういった行為は農地での耕作に関与しない行為なので、今後はこういったことが起きないように注意喚起すべきである。

会長 本案については、指導を行った上での条件付きで承認したいと思ひますがよろ

しいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で条件付きで承認されました。次に日程第7議案第6.7号「農業基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」今回新規が2件2筆2,337㎡更新が1件3筆2,184㎡、解除が1件1筆952㎡です。

詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手： [] 受け手(新規)： []
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：1,568㎡
出し手： [] 受け手(新規)： []
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：769㎡
出し手： [] 受け手(更新)： []
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：641㎡
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：820㎡
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：723㎡
出し手： [] 受け手(解除)： []
大字 [] 番 [] 地目：田 面積：952㎡

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 当農業委員会としましても、農地の利用集積を推進しておりますので、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案を承認します。以上ですべての議案が審議されましたので、これで第20回総会を閉会いたします。

上記は、3月10日開催の第20回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長並びに署名委員が署名する。

令和4年3月10日

議長 川村 光一

署名人

3番 山本 芳久

4番 古森 憲

